

かなる理由がありましたして五拾円は納付しなくてはならぬ
義務づけられたえのが発生することでありましようか

一議長(石川信義) これは申上むことは任意になつております。

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) これより討論に入ります。

一議長(石川信義) 討論がないようでありますので討論を終結いた
します。

一議長(石川信義) お諮りいたします。

本案につきまして直ちに採決いたしたいと思ひますがこれ
に御異議ございませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義) ようし御異議なしと認めます。これより採決
いたします。

議案第五十三号は委員長報告通り決するに御異議あ

りませんか

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案第五十三号は委員長報告通り可決いたしました

一議長(石川信義) 次に署名議員の指名を行います。

四番 高橋 彦 市議員 五番 有 藤 博 議員

六番 高水 惣 八 議員

以上三名の方にお願ひいたします。

一議長(石川信義) これより暫時休憩いたしまして協議会を開きた
と思ひますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認め暫時休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後三時三十分開議

一議長(石川信義) 休憩前に引き続きまして本会議を開きます。
一議長(石川信義) これをもちまして昭和三十一年第二次福生町議会定例会を閉会いたします。

午後三時 五分閉会

右会議の次第は書記内田和雄の記載したものであるがその内容の正確であることを証するためここに署名する

昭和三十一年六月五日

福生町議会議長

議員

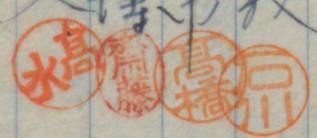
石川信義

議員

高橋彦市

議員

奇高 清水 物心





昭和三十六年六月五日

福生町議会全員協議会記録

福生町議会全員協議会記録

一 年月日時 昭和三十一年六月五日

午後二時三十分

一 出席議員 本会議に同じ

一 役場側出席者 本会議に同じ

一 議長(石川信義) これより協議会を開きます

御審議いただきありがとうございますのは先般の本会議に議会運営委員会長から出されました、閉会中の継続審査について委員長よりお願いいたします。

一 三上(村野弘) 先日二日の協議会におきまして本会議の形式の件につきましては皆様に御相談申し上げましたところ第一日に日数を必要とする議案は閉会中の継続審査の議決というようにお願いしたのでありますが大久保議員さんからこの件は最終日へ入っていった方が良いでしょうという御指摘を受けまして研究いたしまして

今日の会議において皆様に御報告いたして御審議
いたいただきと申し上げておきましてその後議会議運
委員会を開きまして、よく研究をいたしました結果委
員会に付託になりました。その後委員会を開催し、その
席に於て当然日数を要すると言う必要がでて来た
場合には委員長から議長に対して継続審査の要請
をすること、言うようにはつきりとなっておりますので私共
の不勉強をお詫びすると共にこの件を一番最後の付議
議案議決のあとにえつていつて継続審査の議決をするよ
うに改めようと思ひますので宜敷く御審議願ひたいと
思ひます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めさよう了承願います。

一議長(石川信義) 次に署名議員の件について事務局長から報告い

たします。

一事務局長(町田啓三) 先般の本会議に於て署名議員の方法につきまし
て研究いたすようにと御報告がありましたので私の方から
報告いたします。

署名議員の指名を日程の最初にするか、後にするかと言
う点ですが一長一短がございます。日程の最初に指名した
場合、もし本会議中に病氣とかその他の事故のために署
名議員さんが早退したような場合には後半の議事が
わからないうち、言う欠失がございます。又日程の終りに指
名をする場合、同じように本会議をやむを得ない事由で
署名議員になられるべき議員さんが遅刻された場合には
遅刻前の議事はわからないうち、一長一短がございますが
私共考へますに一応日程の初めに署名議員の指名を行
ないまして、署名議員さんは本日は自分が署名議員だ

という認識のもとに会議にのぞんでおることかよろしいと思ひます。

具体的に申し上げますと、オ一日程が会期の決定、次に署名議員の指名と、署名議員を会議の最初の方で指名する方がよろしいと考へます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。さようして承願します。

一三番(渡井明) ただ今の署名議員の関係について町長に御要望を申し上げておきます。と申すことは会議録の作成にあつて署名をすること、言う件が出来た訳ですが、最も重要な証拠になる会議録の作成について、こゝ一年近くそういう作成はなされてないというように記憶があるわけですから、この件については理事者の方に於て人的な配置

を議会事務局に対し考へてもらうこと、ということが考へられるのであります。

このような点についてどのような考へをお持ちになつておるか伺ひます。

一町長(瀬古清蔵) ただ今渡井議員からの御指摘ですが、局長からえ要請を受けておりますし、私共事務局を充実させるのには職員を増員したと考へておりますが、目下適任者を物色中でありませう。

ごく近いうちに適任者を決定いたしましたして事務局の増員をはかりたいと考へております。御了承下さるようお願い申し上げます。

一十三番(大久保郎) ただ今三番議員さんの御意見、ごえつとえだと思ひますが、私共議運の関係として、事務局長にもお願いして事務局の強化を願つたのであります。が、今後発展途上の町

に於ては非常に議会関係を重要視しなくてはならぬ
と思ひます。

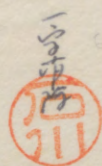
強化という面は言葉の強化でなく専門的な速記ならば
速記という観点から役場だけの人事移動というより
尤有能な人を雇ひ入れてこの問題を早期解決できる
ように強くお願いを申し上げます。

一議長(石川信義) 以上をえつて協議会を閉会いたします。

午後三時五十分終了

昭和拾六年六月五日 福生町議会 議長 石川信

義





昭和三十年六月

第五回福生町議会臨時会公議録

昭和三十一年第五回福生町議会臨時会々々議録

一 昭和三十一年六月二十七日才五回福生町議会臨時会を福生町役場会議室に招集された

一 定招議員は次の通りである

一番青藤真 一二番岸 茂 三番渡井 明

四番高橋秀 市五番青藤 博 六番高水惣八

七番山下久 吉 八番笹本益夫 九番渡辺継二 郎

十番平井賢 治 十一番山下幸三 十二番清水与市

十三番大久保一 郎 十四番磯村武夫 十五番細淵晋一

十六番田村祐 一 十九番中西虎蔵 二十番西村光人

三番高橋千春 三番村野 弘 二十三番石川信義

一 不応招議員は次の通りである

十六番米 泉 薰 十七番吉 田 清

一 出席議員は次の通りである

出席議員は、出席議員と同じである

一次席議員は次の通りである

一次席議員は、不応招議員に同じである

一 議事事務局の職員は次の通りである

事務局次長 町田 悟二 書記 島田 猛 書記 内田 和雄

一 地方自治法第百二十一条の規定により、会議事件説明のため出席を求めたものは次の通りである

町 長 瀬古 清蔵 助役 川窪 金吉 助役 篠崎 俊夫
収入役 大野 忠一 総務課長 貫井 喜代次 衛生課長 橋本 孝蔵
水道課長 高木 求 財務課長 森田 猛 教育長 橋本 兵五郎
民生課長 古谷 徳男 産業課長 上野 重勝 土木課長 猪俣 有吉

本日の議案日程は次の通りである

日程第一 会期の決定について

日程第二 会議録署名議員の指名について

東京部西多摩郡福生町役場

日程第三 常任委員の所属変更について

日程第四 契約締結同意方について「水道関係」(議案第五十八号)

日程第五 寄附受領について「総務関係」(議案第五十九号)

日程第六 寄附受領について「土木関係」(議案第六十号)

日程第七 昭和三十一年度福生町歳入歳出追加更正予算案

第一回(議案第六十一号)

日程第八 福生町税賦課徴収条例の一部改正について(議案

第六十二号)

日程第九 福生町公益質屋の設置及び管理に関する条例の一部

改正について(議案第六十三号)

日程第十 路線の認定について(議案第六十四号)

日程第十一 路線の廃止について(議案第六十五号)

日程第十二 夏季手当に関する要請書(陳情第一号)

日程第十三 夏季手当について(陳情第二号)